

## ① 令和3年度重要施策の実行状況と今後の対応について

町長は昨年3月の定例議会において、1年間の施策を表明され丁度1年が過ぎようとしている。よって令和3年度の重要施策の実行状況について検証する立場から質問する。

- (1) 基本構想・基本計画の策定が行われ3年度からスタートしている状況である。令和3年度は第10次総合計画の初年度であり政策の優先・重要度を判断するとともに、町民の幸せづくりに何をなすべきかを常に念頭に置き予算編成を行った旨の発言があった。その主な内容と、その成果を聞きたい。
- (2) 行政需要の多様化など、社会状況の変化に適切に対応し得る組織編成を図ると言われたが、どのような組織になったのか。又、そのことによりどのような効果をもたらしたのか。
- (3) 公用車の調達方法を引き続き見直し、事務効率化と経費削減に努めるとのことであったが、調達方法をどのように見直し、事務の効率化はどのようになり、経費削減はどのようになったのか、答弁を求める。実は公用車もさることながら、役場駐車場が狭いと指摘がある。現在何台の駐車スペースがあるのか。何かの行事があると飽和状態である。役場の駐車場については、何回となく提案してきたが聞く耳なしである。そこで再度提案するが水道局を除き、公用車棟・現在の駐車スペース・隣地を含め100台以上の立体的な駐車場に改築すべきと思うが町長の見解を求める。
- (4) 人口減少・少子高齢化への対策として、本町への移住・定住促進の取り組みに努めると言われたが、この取り組みにより1年間の人口増加はいくらあったのか、数字を以て答弁を求める。移住・定住はどこの自治体においても望ましい文句になっているようであるが、これらの施策での人口増加の期待は無理と思われる。それは本町の過去の人口増加の要因は住宅団地開発による意図的社会増であったことから明白である。そこで提案を含めて質問するが、都市計画法に基づく市街化調整区域を市街化区域に編入し、市街地の形成を図る考えはないか。例えば、イオンの商業計画地跡の東高田地区、西高田地区、斎藤地区、三根地区等である。具体的な答弁を求める。また現行の市街化区域内未利用地の宅地化可能地区を洗い出すなど、役場の組織の拡充を含め宅地化を積極的に促進する考えはないか答弁を求める。更に、都市計画区域以外のいわゆる一般区域において、農地の集団化をそこなわない範囲で農振法による農用地の解除を積極的に推進し、農家経済再建の寄与と合わせて宅地化の促進の考えはないか、見解を求める。
- (5) 商工観光関係での、チャレンジショップの取り組みを実施するとの事であったが、どのように推移しているのか。又雇用環境の充実や関係人口の創出として、ITなどのオフィス系企業の誘致やテレワーク施設の検討を行うとのことであったがどのようになったのか。
- (6) 新図書館については、指針となる基本構想や基本計画の改訂作業を行っていくとのことであった。その後の一般質問等でかなりの具体（健康センターとの合築等）が見えてきたようである。町長は今後準備室を設置するとの表明をされたが、どこに、どのような規模で設置するのか。又建設は令和8年度と表明されたが建設財源の見込みはたったのか。
- (7) 新浄水場の長崎市との共同整備については、時津町はメリットがないとのことで参画しないとのことである。それでは長与町にはどのようなメリットがあるのか。また共同で行う価値観を含め町民が分かるように説明を求める。
- (8) 令和3年度も終わろうとしている中で、町政の重要施策をどのような組織を以

て検証を行い、令和4年度の施策に生かそうとしているのか。

## ② 農業委員会の施政方針と農地行政の適正化について

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、市町村に置かれる行政委員会で農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用等農地に関する事務を執行する機関である。平成27年には、農業委員会法の一部改正により、農業委員会の業務の重点を農用地の最適化の推進を明確化し、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消を任意業務から必須業務に位置づけられたところである。又、農地行政の中の農地改良については「長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領」が平成25年12月24日に施行されている。これは、農地改良行為を実施するに当たっての手段を定め、農地の保全、農業の合理化と農地の効率的、かつ農地の有効利用に資する。となっている。農地改良の適正範囲が定められ、地形の変更等で変更後も農地としての利用が当然である。これらのことから、農業委員会の業務は多様化し複雑化の状況にあると言える。

そこで以下について質問する。

- (1) 農業委員会の令和4年度の施政方針を求める。
- (2) 農地法等に基づく権限に属する業務の現状について、どのような状況にあるのか。
- (3) 農用地の最適化の推進に係る業務の取り組みは、どのような状況（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消）にあるのか。
- (4) 業務内容が多様化しているが、現状の事務局体制で適切であるのか。
- (5) ここ10年間の農地改良の提出状況はどのようになっているのか。
- (6) 農地改良についての基本的な指導方針はどのようになっているのか。
- (7) 三根郷屋敷田地区の農地改良の具体的な内容（届け日、その目的、面積、改良後の作付品目等）はどのようになっているのか。
- (8) 農地改良後も農地として利用するようになっているが、見る限りにおいてはどうしても農地として利用されているとは見えないが、その理由はどういうことなのか。
- (9) 今日までの指導の状況はどのようになっているのか。日程を追って答弁を求める。
- (10) 届出どおりに農地として利用していなければ指導し、指導に従わなければ農地法違反として県に報告するようになっていると思うが、報告しているのか。もししていなければその理由は何か。
- (11) 農地行政に不平等があってはならない。農地改良の提出どおりに早急に適正な農地利用がされるよう、会長、地元農業委員をして取り組むべきであるが会長の決意のほどを求める。
- (12) ここの土地は都市計画法に基づく市街化調整区域である。聞くところによると、当該地は農振法による農用地区域とのことである。現在の利用状況からして都市計画法上は何か法律に触れることはないのか。もしあるとするならば法律上抵触するその根拠はどのようになっているのか。町長部局との調整の上での答弁を求める。

## ③ 教育委員会の教育方針と主な施策の基本的な考え方について

新しい令和4年を迎え、教育の充実振興への町民の期待は大きなものがある。全国的にも小中学校においては相も変わらずいじめや不登校による学校現場の混乱が報道されている。学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの教育活動が展開され、町民生活の豊かさが実現されるよう一層期待するものである。

そこで以下について質問する。

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>(1) 学校教育、社会教育、家庭教育等について、令和4年度の教育方針について</p> <p>(2) 本町における、いじめ、不登校の現状と対応方策について</p> <p>(3) 給食用食材は気候の変動、経済の状況等により価格の変動が余儀なくされるが、近年その変動が厳しい状況が報道されている。一方給食費は長年固定化されると、予定の給食ができないことが予想される。いかなる対応をしているのか。</p> |
|--|---|